

平成30年12月28日制定

## 建築設備優良検査者表彰制度要綱

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

(目的)

第1条 本表彰は、建築基準法第12条に基づく建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備）の定期検査（以下「定期検査」という。）において優れた検査者（以下「優良検査者」という。）を表彰し広く公表することにより、建築設備検査員（一級建築士、二級建築士を含む。以下同じ。）の定期検査への取り組みに対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(募集)

第2条 一般財団法人日本建築設備・昇降機センター（以下「センター」という。）は、毎年度募集案内を作成し、優良検査者の候補者の推薦を募る。

(推薦)

第3条 次の各号のいずれかの団体等が候補者を推薦することができる。

- 一 建築設備定期報告に関わる地域法人
- 二 建築物の所有者又は管理者
- 三 特定行政庁

(候補者)

第4条 前条の団体等は、建築設備検査員として現に実務に携わる者で、その実務経験が5年以上かつ検査報告件数（1報告1件とする。）が年間10件以上の者、若しくは、地域法人又は特定行政庁が特に優良であると認める者のうちから、次の各号のいずれかに該当する者を候補者として推薦することができる。

- 一 指摘事項を改善させる等の処理能力に優れている者
- 二 的確な判断と行動により危機的状況を回避させた者
- 三 前2号のほか職務に精励し他の模範となる者

(推薦手続)

第5条 候補者の推薦は、別記第一号「優良検査者表彰推薦書」(以下「推薦書」という。)により行う。

- 2 地域法人は、自ら推薦する候補者に加え、定期報告業務を受託している特定行政庁及び建築物の所有者又は管理者が推薦する候補者に係る推薦書を取りまとめセンターに提出する。
- 3 地域法人に定期報告業務を委託していない特定行政庁は、センターに直接推薦書を提出する。

(優良検査者表彰選考委員会)

第6条 優良検査者を公正に審査するため、「優良検査者表彰選考委員会」(以下「選考委員会」という。)を設置する。

- 2 選考委員会の委員は、次の各号に掲げる者により構成する。

- 一 学識経験者
- 二 別に定める建築設備定期報告制度検討委員会の委員
- 三 センター役員

- 3 委員長はセンター理事長が指名する。

(審査)

第7条 選考委員会において、推薦された候補者について、推薦書に基づき第4条に規定する基準を踏まえ審査する。

- 2 委員長は、候補者を推薦した団体等に、資料の追加提出を求めることができる。
- 3 委員長は、各委員の意見を総括し優良検査者の案を作成する。
- 4 センター理事長は、前項の優良検査者の案を踏まえ、優良検査者を決定する。

(表彰)

第8条 表彰においては、別記第二号による表彰状を授与する。

- 2 優良検査者が第3条第一号の地域法人の推薦を受けている場合は、表彰状は、センター理事長及び当該地域法人代表者の連名とする。

(事務局)

第9条 事務局をセンター企画部に置く。

(その他)

第10条 この要綱に特段の定めのない事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。